

令和7年3月21日  
大阪府立岸和田支援学校長

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく、役務請負契約の事前公表について

## イ 契約の内容

大阪府立岸和田支援学校 受付業務

期間 西暦2025年4月8日から西暦2026年3月31日まで

1日あたり3時間30分～7時間 計1,330時間

\*仕様の詳細については、学校にお問い合わせください。

## ロ 契約の相手方の決定方法及び基準等

申請方法 見積書を令和7年3月27日までに学校事務室へ提出  
(ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に  
該当する者に限る)

決定方法及び基準 見積合わせにより決定する。ただし、予算の範囲内に限る。  
(複数の申請が無い場合は、その相手方に決定する。)

## ハ その他

本契約は、発注業務にかかる予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより、行うものとする。